

平成24年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 1	補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>補装具費の支給については、障害者自立支援法の規定に基づき、各市町村において実施されているところである。</p> <p>補装具については、補装具の支給を希望する者の障害状況や生活環境について、医師の意見書や身体障害者更生相談所等の行政に設置された専門機関の意見等を参考として、各市町村において支給の可否の判断が行われており、その決定数については、毎年度福祉行政報告例の一部としてまとめられ、公表されている。</p> <p>しかしながら、どのような構造の補装具が実際に支給されているのか、どのような機能が必要とされているか等の詳細については、網羅的に調査されたものはない。</p> <p>一方、障害当事者や補装具製作・販売業者からは、各市町村による支給決定判断における格差の存在や、支給基準に規定された構造等が実情に即していないとの指摘を受けているところでもある。</p> <p>したがって、支給決定及び供給（製造販売）の両側面における実態の把握は、今後の補装具の支給等に係る施策検討に必要な基礎資料を得るための重要な課題である。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1)実態の把握</p> <p>補装具の実態を把握するため、市町村、身体障害者更生相談所、補装具製作・販売事業者に対し、下記の実態を把握するための調査（質問紙及びヒアリング等）を行う。</p> <p>なお、調査の実施に当たっては、検討委員会による検討を経て行うものとする。</p> <p>①補装具費支給制度により支給されている補装具の構造等に係る実態把握</p> <p>②補装具対象種目に該当する製品の構造等に係る実態把握</p> <p>(2)実態を踏まえた検討</p> <p>(1)の①及び②の結果を踏まえ、補装具種目や構造等についての考え方の整理及び支給方法の見直し等の検討を行う。</p>
求める成果物	<p>(1)補装具の支給実態ならびに実際に供給されている補装具該当品の実態についての調査結果</p> <p>(2)調査結果を踏まえた補装具種目や構造等のあり方、支給方法の見直しに関する提言等の内容をまとめた報告書。</p> <p>なお、特定の種目のみを扱うのではなく、補装具費支給制度全体を俯瞰した調査・まとめとするため、原則一法人の採択とする。</p>
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室/福祉用具専門官(内線 3089)

指定課題2	盲ろう者に関する実態調査について
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・盲ろう者については、地域生活支援事業により、通訳・介助者派遣事業が行われており、通訳・介助者の養成も行われているが、まだ一部の県では養成が行われておらず、その数も十分ではない。 ・新たな「障害者総合支援法案」では、コミュニケーション支援を行う手話通訳者等を養成する事業を必須事業化することとされている。 ・これまで、盲ろう者数は十分把握されているとは言えず、平成18年身体障害児・者実態調査結果によると、視覚と聴覚の障害が重複している20歳以上の者（盲ろう者）は全国で2.2万人と推計されるが、触手話・指点字など人によりコミュニケーション手段が異なるなどその障害の状態や生活などの実態の調査は十分行われてこなかった現状がある。 ・そこで、盲ろう者のコミュニケーション手段やニーズについての全国的な調査を実施し、基礎資料を収集する。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の協力を得て、盲ろう者に対し、郵送等によるアンケート調査を行うとともに、必要に応じて訪問調査を行う。 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等の協力を得る必要があること。 ・個人情報保護のため必要な手続き及び守秘義務を課すなどの配慮を行うこと。
求める成果物	<p>調査に基づき、成果物の作成に当たっては、次のことを明らかにすること。</p> <p>(1) ①障害の種類と程度、②視覚・聴覚それぞれの障害の発生時期、③コミュニケーションの方法（種類）と使用頻度（場面）、④生活実態、⑤利用及び利用を望む福祉サービス等について調査を行うこと。</p> <p>(2) 調査結果から全国の盲ろう者数等を推計すること。</p> <p>なお、これらについて、盲ベース、ろうベースの内訳を明らかにすること。</p> <p>(3) 盲ろう者のニーズについて、数量的に明らかにすること。</p>
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室/情報支援専門官(内線 3079)

指定課題3	障害者の社会参加活動（芸術・文化・スポーツ）の支援に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者制度改革のための基本的な方向について（第二次）」（閣議決定）において、障害者が芸術・文化活動をする際に必要な配慮や支援等が提供されるための環境整備を図るための具体的方策を検討することとなっている。 ・昨年制定された「スポーツ基本法」において、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」とされたところである。 ・障害の有無にかかわらず地域で当たり前暮らししていく中では、これまでの福祉サービスで提供されてきた介護・訓練等サービスによる支援だけではなく、どのように芸術・文化活動やスポーツ活動などの日中活動を行っていくか、支援していくかも重要と考えられるが、これまで、その在り方や効果などについては十分に議論されてきていない。 ・そこで、障害者の芸術・文化・スポーツ活動に関する日中活動の支援についての取組の実態や効果的な取組みの例を調査し、基礎資料を収集する。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・①芸術活動、②文化活動、③スポーツ活動の3分野から一つ以上を選択して調査等を行う。 ・障害者の芸術・文化活動やスポーツ活動の支援の取組について調査し、障害者の生活の質の向上やエンパワメント（力付け）にどのように結びついているかを分析し、どのような取組みが効果的であるかについて調査する。 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の対象地域は、全国に限定せず、ブロック、都道府県域等でも良い。 ・単なる障害者の芸術・文化・スポーツ活動を調査するだけでなく、その例を基に、今後の障害者福祉サービス体系の中で、障害者の社会参加活動の支援をどのように位置付けていくべきかを分析・提言するものとする。
求める成果物	<p>調査に基づき、報告書を作成するに当たっては、次のことを明らかにすること。</p> <p>(1)①芸術・文化・スポーツ活動全般の参加状況等、②各活動の実施状況等、③一般及び障害者の芸術・文化祭・スポーツ大会への参加状況等、④各活動がもたらす効果等、⑤芸術分野の場合は、アール・ブリュット（生の芸術）の取組状況等</p> <p>(2)効果的・先駆的な取組事例の紹介</p> <p>(3)芸術・文化・スポーツ活動を通じた障害者の社会参加活動の支援をどのように位置付けるかの提言</p>
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室/情報支援専門官(内線 3079)

指定課題 4	地域における短期入所（ショートステイ）の利用体制の構築に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害児・者が地域において安心して生活する上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息をとる際に短期入所サービスの充実を図っていくことが極めて重要である。</p> <p>短期入所の整備については、第2期障害福祉計画では、平成23年度の整備目標が4万人分であるのに対し、平成23年10月の利用実人員は3.2万人であり、今後さらなる整備が必要である。</p> <p>このため、平成24年度の障害福祉サービス等報酬改定において、単独型事業所の評価の充実や、医療型短期入所の評価の充実、空床確保・緊急時の受入れの評価等を行ってきたところである。</p> <p>本指定課題においては、各地域における短期入所サービスの利用体制の構築に係る課題を探るとともに、取組事例の収集を行うことにより、事業の標準モデルの構築を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1)調査手法 単独型短期入所事業所に対してアンケート調査やヒアリング、実地調査を行うことにより、事業実態等を把握し、事業モデルをまとめる。</p> <p>(2)調査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独型短期入所事業所を設置した事業所における設置までの課題（設備面、人員体制面等）及び対応 ・単独型短期入所事業所の利用ニーズや利用実態 ・事業の実施体制（職員配置） ・支援内容等の業務実態（食事、風呂など支援内容のタイムスタディ）
求める成果物	<p>上記内容をふまえ、以下により成果物を取りまとめる。</p> <p>(1)単独型短期入所事業所の設置の課題と対応の事例集</p> <p>(2)単独型短期入所の利用者の状態像や利用理由、利用ペース</p> <p>(3)標準的な職員配置体制</p> <p>(4)支援内容のタイムスタディによる実態把握結果</p>
担当課室/担当者	障害福祉課/福祉サービス係課長補佐(内線 3033)

指定課題 5	<p>障害者支援施設利用者の生活習慣病等の疾病改善のための療養食の提供状況と栄養管理の在り方に関する調査について</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者支援施設においては、療養食加算の対象となる疾患（生活習慣病等）を有している利用者が多いことが、平成18年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）「障害者の栄養管理マネジメントの在り方に関する調査研究事業」報告書により示唆されている一方で、療養食加算の加算取得率は低率であり、個々の栄養管理として必要とされる療養食が提供されないことによる疾病の増悪、医療費の増加等が懸念される。</p> <p>このことから、障害者支援施設の利用者の疾病の実態を把握し、その実態に応じた療養食等の栄養管理の有無と療養食加算の取得率の低調な理由を探求する必要がある。さらにこれらの結果をもとに、療養食はもとより疾病に応じた療養食が適切に提供され、個々の心身状況に対応した栄養管理が効果的かつ効率的に行われるために、療養食加算を取得している障害者支援施設での実施状況の詳細を把握し、モデル事例を示すために調査を行うものである。</p> <p>なお、新たな「障害者総合支援法案」においては、共生社会を実現するため、障害者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを基本理念として掲げられており、指定障害福祉サービス事業者や指定障害者支援施設の設置者等にあつては、「その行う支援を、障害者等の立場に立つて行うように努めなければならないもの」とされているところである。障害者支援施設における施設入所支援のうち、食事等の介護は日常生活上の支援の中で基本かつ重要な支援の一つであり、食事の提供に当たり、特に栄養管理面では個々の障害者等の健康状態に応じた支援を適切に行っていく必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1)実態調査</p> <p>以下のことについて、質問票調査により実態把握を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設における疾病状況の実態 ・ 障害者支援施設における療養食提供の実態 ・ 障害者支援施設における療養食加算の取得に関わる実態 <p>(2)有識者等で構成する検討委員会における検討</p> <p>学識経験者、施設管理者、管理栄養士等で構成する検討委員会を設置し、障害者支援施設において、療養食を必要とする利用者に適切な食事提供が行われるための要素やシステムについて検討すること。</p> <p>(3)先進事例等の収集による療養食提供のシステムの検討</p> <p>検討委員会の下、調査事業担当者により先進的な取組み事例を収集するとともに、実態把握の質問票調査結果の分析等を行い、全国展開可能な療養食提供システムを検討すること。</p>
求める成果物	<p>(1)実態調査における療養食の必要な疾病の把握と対応状況</p> <p>全国の障害者支援施設において、療養食を必要とする利用者の実態を把握し、その対応の状況を明らかにすること。</p> <p>(2)療養食を提供するためのモデルシステム</p> <p>療養食を必要とする利用者に適切な食事提供ができるよう、先進的な取組事例をモデルとしてそのシステムを明らかにすること。</p>
担当課室/担当者	<p>障害福祉課/栄養専門官(内線 7934)</p>

指定課題6	障害者に対する効果的なフィットネスプログラムの標準化に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者フィットネス関連の過去の調査から、施設における障害者の身体活動は実施されているものの、健康づくりに必要とされる身体活動量が得られているとは限らない等の状況や、身体活動量そのものが施設の集団的日中活動プログラムに依存している状況が明らかになった。本来は、障害特性、とりわけ個々のフィットネスに応じて必要とされるプログラムを用意するなどの工夫が必要である。しかし、これまでの調査・研究事業等において、障害者フィットネスへのアプローチを障害特性別に類型化し、標準化を試みた実践的な活動はない。</p> <p>よりきめ細かな、障害者フィットネスに関するプログラムを障害特性等に応じて類型化し、一定の標準化を図るため、本分野について調査・研究する。</p> <p>新たな「障害者総合支援法案」でも、「この法律の施行後3年を目処として、障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。」が盛り込まれており、今後、より質の高いサービス提供体制を構築していく必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>フィットネス指導者や体育科学の有識者、障害福祉サービス関係者、行政関係者等で構成する検討委員会を設置し、障害特性に配慮したフィットネスプログラムの開発を行うこと。</p> <p>また、当該プログラムを指導できる人材の養成に係るカリキュラムの作成や養成システムを検討すること。</p> <p>障害者フィットネスの評価については、障害特性を評価軸の背景要因として組み込んだ上で、歩数、栄養、身体組成などの生理学的指標、活動動機やコミュニケーションなどの心理学的指標、生活パターンや活動環境などの生態学的指標など、多面的な指標を総合的に判断して導き出していくことを検討すること。</p>
求める成果物	<p>本調査の報告については、以下の内容を盛り込むこと。</p> <p>(1) 障害特性別の類型化とアプローチ方法 (対象は限定しないが、単に身体・知的・精神という分類ではなく、より詳細な類型分類を行うこと。)</p> <p>(2) 障害特性別フィットネスプログラムの開発 開発するプログラムについては、検討委員会において協議・検証の上、以下の点を必ず網羅したプログラムとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全性に配慮すること。 ○ スポーツ種目ではなく、日常動作の延長線上の動きを取り入れること。 <p>(3) 人材の養成について ・養成スキームの考案</p>
担当課室/担当者	障害福祉課/身体障害福祉担当専門官(内線 3008)

指定課題 7	喀痰吸引等が必要な重度障害者等における医療と福祉の連携に係る実態把握と課題整理に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成24年4月から介護職員等による喀痰吸引等の制度が施行されるが、その際、医療と福祉の有機的連携が十分に図られる必要がある。実際にどのような工夫で連携を保っているか等の実態を把握し、課題を整理すると共に、実態を踏まえた実践的な「連携マニュアル」等の作成が必要である。連携の主体である医師、看護師等に対する周知啓発のツールの作成等も含めて検討する。</p> <p>なお、新たな「障害者総合支援法案」においても、「常時介護を要する者に対する支援について施行後3年を目処として検討」することとしている。「常時介護を要する者」の最も典型的な例として、喀痰吸引等のいわゆる医療的ケアが必要な者が想定されるところである。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>これまで実質的違法性阻却通知に基づき連携を図ってきた事業所に対するアンケートや聴き取り等による実態調査を行い、課題を明らかにするとともに、喀痰吸引等の制度に当たり、医療と福祉の有機的連携が十分に図られるために、実態を踏まえた実践的な「連携マニュアル」等の作成や、連携の主体である医師・看護師等に対する周知啓発のツールの作成を検討する。</p> <p>検討委員会は、医療職、介護職、学識経験者等の関係者により構成すること。</p>
求める成果物	<p>本調査の成果物については、以下の内容を盛り込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 喀痰吸引等に関する医療と介護の連携に関する実態調査・課題抽出 ・ 医療・介護連携マニュアル ・ 緊急対応マニュアル ・ 医師・看護師、利用者・家族への周知啓発用のパンフレット等の作成
担当課室/担当者	障害福祉課/身体障害福祉担当専門官(内線 3008)

指定課題 8	重度障害者等包括支援に関する実態把握と課題整理に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>新たな「障害者総合支援法案」では、「ケアホームのグループホームへの一元化」が盛り込まれており、今後、グループホームにおける介護の提供体制を構築していく必要がある。一方で、重度障害者等の支援に当たっては、途切れない包括的な支援が必要とされているところであり、現行の事業体系の一つである重度障害者等包括支援の活用を図ることも期待される。</p> <p>重度障害者等包括支援事業がこれまで十分に活用されてきていない理由としては、過去の調査によれば、「個別サービスの組み合わせが自由にできるとはいえ、他事業所に委託する場合の調整が大変である。」、「たんの吸引等に対応できる事業所がそもそも少ない。」、「居住系サービスと訪問系サービスの組み合わせができない。」等が挙げられていたが、平成24年4月から介護職員等による喀痰吸引等が制度化され、ケアホームと訪問系サービスの併用が経過措置として認められる等の状況変化も存在することから、既存の重度障害者等包括支援事業者や利用者への聞き取り調査等を実施し、実態を把握するとともに現在の課題を整理する必要がある。</p> <p>また、自由な事業の組み合わせが可能な重度障害者等包括支援事業ではあるが、どのような利用者像にどのような事業の組み合わせが適しているのか等については必ずしも明らかにされていない。例えば、喀痰吸引等を必要とする重度障害者等に対する居住支援と介護支援の組み合わせについて試行的に実施し、支援の効果（財政的効果を含む）を検証することなども期待される。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>現在、重度障害者等包括支援を利用している利用者や、重度障害者等包括支援事業を現に行っている事業者に対して聞き取り等の手法を用いて実態を把握する。</p> <p>例えば、ケアホーム利用者が重度訪問介護を受けながら地域生活を送るという事例があるが、これを重度障害者等包括支援のモデル事業として実施し、効率的な職員配置や、夜間支援の方法論、収支の計算、利用者への聞き取り調査等を実施し、事業として成立するかどうか検討する。「効率的な職員配置」について検討する際には、支援対象者が複数名いることやケアホームに世話人・生活支援員が配置されていることによって、障害の程度が同程度の在宅者と比べて重度訪問介護の支援時間・業務がどの程度縮減・効率化できるかなどについても定量的に検証する。なお、検討委員会は、事業者、利用者、学識経験者、行政等の関係者により構成すること。</p>
求める成果物	<p>本調査の成果物については、以下の内容を盛り込むこと。</p> <p>(1) 重度障害者等包括支援の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者への聞き取り ・ 利用者への聞き取り ・ 重度障害者等包括支援対象者へのニーズ調査 等 <p>(2) 重度障害者等包括支援のモデル事業実施報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状態像 ・ 支援の組み合わせモデル ・ 効率的な職員配置 ・ 夜間支援の方法論 ・ 収支の計算 ・ モデル事業参加利用者への聞き取り調査 等
担当課室/担当者	障害福祉課/身体障害福祉担当専門官(内線 3008)

指定課題 9	強度行動障害の評価基準等に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>新たな「障害者総合支援法案」では、「重度訪問介護の対象を拡大」することとなっている。</p> <p>強度行動障害は、「知的障害児（者）であって、多動、自傷、異食など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者。（平成5年4月1日児発第310号厚生省児童家庭局長通知「強度行動障害特別処遇事業の実施について）」とされている。重度訪問介護の対象を拡大する際には、こういった概念に当たる者も念頭に置く必要がある。</p> <p>強度行動障害の概念は、現行制度において、行動援護対象者や施設入所支援等における重度障害者支援体制加算対象者等に反映されているが、強度行動障害の評価基準や類型化、類型毎の支援手法の標準化等については、必ずしも確立されたものとはなっていないとの指摘がある。</p> <p>現行制度では、障害程度区分と行動援護基準により、制度利用の対象となるかどうかの判定が行われているが、厚生労働科学研究障害者対策総合研究によれば、「（旧）強度行動障害判定基準」やPARS、ABC-J等の判定結果と整合性が必ずしもとれていないことや、強度行動障害の重さは自閉性障害の重篤さと衝動性と常同性に高い相関があること、支援環境を評価する尺度（仮称）を開発の必要性等が指摘されている。これらの成果である評価手法等も参考にしつつ、強度行動障害の評価基準等に関する課題等を整理する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>地域生活支援事業の移動支援事業や日中一時支援、児童デイサービス、生活介護などの各事業を利用している知的・精神障害者等のうち、「強度行動障害（行動援護対象者）が存在するか。存在する場合、どの程度の割合か。行動援護が利用できていない場合の理由。現行の基準で対象とならない者の生活実態。」等について、5自治体程度（人口規模に偏りがないよう選定すること）についての実態調査を行う。（アンケート及び面談等の手法を用い、客観的な数値データ及び事例の収集・分析を行うこと。）</p> <p>現行制度で用いられているアセスメント項目等について、過去の厚生労働科学研究障害者対策総合研究の成果である評価手法等も参考とし、上記対象者のデータを用いて検証するとともに、強度行動障害の評価基準等に関する課題等について検討する。</p> <p>検討委員会は、事業者、利用者、学識経験者等の関係者により構成すること。</p>
求める成果物	<p>本調査の成果物については、以下の内容を盛り込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害（行動援護対象者）であって、移動支援事業や日中一時支援、児童デイサービス、生活介護などの各事業を利用している者の実態把握 ・現行制度で用いられている行動援護基準について、他の評価指標を用いての検証 ・強度行動障害の評価基準等に関する課題等を整理 ・強度行動障害の一定の類型化、類型ごとの支援手法のポイント 等
担当課室/担当者	障害福祉課/知的障害福祉担当専門官(内線 3040)

指定課題 10	就労移行支援事業における発達障害者の効果的な支援プログラム構築のための調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>新たな「障害者総合支援法案」においては、「指定障害福祉サービス事業者等の責務」において障害者等の立場に立って支援を行うように努めなければならない」と盛り込まれている。</p> <p>平成22年12月の障害者自立支援法の一部改正により、発達障害者が自立支援法の障害者に含まれることが法律上明確化されたことから障害福祉サービスの利用者の増加が予想される。</p> <p>発達障害者の就労支援については、近年ニーズが高まっている中発達障害者支援センターや障害者就業・生活支援センターへの相談も増加し、今後、就労支援についての体系的な支援の実施が必要になることが見込まれるが、福祉サービスでの支援手法については確立されたものが少ない現状である。</p> <p>そこで、本事業では、就労移行支援事業所における発達障害者の支援手法についての調査を行うとともに、効果的に取り組んでいる事例集を作成し、今後の支援プログラム構築のための検討資料とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 実態把握 10～30件の就労移行支援事業所を対象に発達障害者の利用状況や就職状況等を調査する。</p> <p>(2) 課題整理 発達障害者を対象とした支援を実施している移行支援事業所の実態把握及び分析を実施。利用状況・就労実績等を参考に課題整理を行い、先行事例を抽出する。</p> <p>(3) 効果的な支援プログラムの抽出 支援プログラム内容、支援時の留意点、就労の適応状況の把握・評価についての取組みが盛り込まれた事例集を作成すること。</p>
求める成果物	<p>就労移行支援事業所における発達障害者の支援手法についての実態調査を行い、モデル事例集を作成し、より効果的な支援手法についての検討を行う。</p> <p>成果物には、以下の項目を中心とする調査を実施し、結果をまとめることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成人期に初めて診断されてから雇用に至る経過において、支援側が必要とする確認事項や共通認識事項 ・ 発達障害者に適した支援プログラムの収集、特性に応じた配慮事項 ・ 自己理解や企業への理解を高めるための取組み ・ 家族に対する支援内容、連絡・調整方法 ・ 発達障害者支援センターや医療機関、教育機関との連携方法 ・ 障害者就業・生活支援センター、ジョブコーチ支援を活用した生活支援・定着支援
担当課室/担当者	障害福祉課/就労支援専門官(内線 3018)

指定課題 11	一般就労後の職場定着フォローアップに関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」については、全障害保健福祉圏域の設置に向け設置箇所数の拡充等を図っているところである。</p> <p>また、新たな「障害者総合支援法案」では、施行後3年を目途として、就労支援その他障害福祉サービスの在り方を検討することとなっている。</p> <p>就労移行支援事業においては、原則として就職後6ヵ月間の定着支援を行うこととなっているが、現実には6ヵ月間で定着支援のニーズが終結することがない状況が多くあり、障害者就業・生活支援センター、ジョブコーチ支援、相談支援事業所、その他の関係機関や制度と連携した長期的な支援が求められている。</p> <p>このことから、就労後の職場定着フォローアップの充実を図るべく一般就労後の職場定着に関する課題を把握し、各機関の役割整理を検討することとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1)実態調査</p> <p>障害者就業・生活支援センター及び就労移行支援事業所に対する調査 障害者雇用をしている企業（特例子会社含む）に対する調査 当事者及び、団体組織（本人の会）に対する調査</p> <p>(2)定着支援に有効な実践事例の収集</p> <p>各地で取り組まれている有効な実践事例を収集し、実施に向けた考察を行う。</p>
求める成果物	<p>(1)障害者就業・生活支援センターにおける定着支援のあり方、センターの設置がない地域における支援体制・支援内容の他、就労移行支援事業所や企業及び本人の会などで実施している取組みを調査すること。</p> <p>(2)平成24年4月から相談支援体制の充実も図られ、今後、相談支援事業所との連携した取組みが重要と考えられることから、生活支援を実施している機関との連携状況や制度の活用状況についても調査すること。</p> <p>上記事項に留意し、下記項目の調査を行い成果物に盛り込むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障害者就業・生活支援センターにおける定着支援 ② 定着支援が必要とされる対象者の環境及び離職理由等 ③ 家族支援や個別のニーズに応じた定着支援について ④ 各機関の役割整理と連携体制（相談支援事業所や企業における取組みも含む） ⑤ 定着支援に効果的な事例、取組みの紹介 <p>・定着支援体制の中でどの機関のマンパワーが不足しているのかを明らかにする。 ・その状況下でも工夫して取り組んでいる事例についての収集を行い、課題の整理を行う。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課/就労支援専門官(内線 3018)

指定課題 12	工賃向上計画を円滑に実施するための取組みに関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>就労継続支援事業等に関しては、平成24年度から平成26年度までの3か年について、新たな「工賃向上計画」を策定することとし、より工賃向上に資する取組みを目標設定により計画的に進めることとしている。</p> <p>そこで、工賃倍増5か年計画の検証を行いながら、新たな工賃向上計画が円滑に実施できるよう各事業所・行政等への調査から状況把握・課題整理を行うとともに、効果的な取組事例の収集を実施し、周知を図るものとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1)実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援B型事業所を対象に、調査を実施。 ・都道府県、市町村、及び就労事業振興センター等を対象に共同受注窓口組織の状況や随意契約、官公需の発注状況等の調査を実施。 ・市町村レベルにおける理解・協力も必要と考えられることから商工会議所等の福祉部局以外との関わりについても調査を実施。 <p>(2)効果的な取組事例の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業所や都道府県で取り組まれた効果的な事例を収集し、ホームページ上に掲載することで全国へ周知を図る。
求める成果物	<p>(1)5か年計画開始時から取り組んでいる事業の成果についての調査を実施し、新たな工賃向上計画の参考資料とするとともに効果的な事例を収集し、ホームページ上で全国へ周知を図る。</p> <p>①個別の事業所レベルにおける取組事例 (民間企業のノウハウを活用した経営改善、商品開発、市場開拓 等)</p> <p>②都道府県レベルにおける取組事例 (研修内容、コンサルタント派遣、共同受注窓口組織、企業との交流促進 等)</p> <p>(2)就労継続B型事業所から就労継続支援A型事業所に移行するための課題・インセンティブについての検討資料とする。</p> <p>(3)随意契約実績や官公需の発注状況及び市町村レベル・地域レベルでの関係者の理解や連携体制(共同受注窓口組織、就労事業振興センター等)の状況を把握する。</p> <p>(4)新たに経営力育成・強化や専門家による技術指導や経営指導による技術の向上、共同受注化の推進により工賃の向上を図っていくため、特に農業分野においては、全国的に取組みを行っている事業所も増えていることから、具体的な事例(例:施設外就労の実施状況、一般就労移行等促進事業の活用など)を盛り込むこと。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課/就労支援専門官(内線 3018)

<p>指定課題 13</p>	<p>障害者就労支援事業所が官公需を円滑に受注するための調査について</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害者就労支援事業所が工賃を向上していくためには、受注拡大への取組みや事業者による経営努力が必要である一方、国等の行政機関が発注する官公需の活用も重要となる。</p> <p>また、いわゆる「ハート購入法案」についての国会での議論も踏まえつつ、その成立も視野に入れた対応も必要となる。</p> <p>その際、官公庁が障害者就労支援事業所に物品や役務を発注しようとする場合、障害者就労支援事業所でどのような品目や役務の提供が可能であり、数量や納期に関してはどの程度対応可能なのか、またどこに連絡を取ればいいのか等発注を行う上での基礎的な情報が容易に得られなければ、具体的な発注の拡大に結びつけていくことは難しい。</p> <p>このため、官公庁が発注しようとする際に必要となる障害者就労支援事業所の基礎的な情報を提供するための仕組みについて状況把握・課題整理を行うとともに、効果的な取組事例の収集を実施する。</p> <p>また、国会で継続審議中である「国等による障害者就労施設からの物品等の調達推進等に関する法律案」に盛り込まれている競争入札の入札者の資格や落札者を決定する際、障害者就労支援事業所から相当程度の物品等を調達していることを評価する方法についても状況把握・課題整理を行うとともに、効果的な取組事例の収集を実施することも併せて目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な取組事例の収集と分析・課題整理 <ul style="list-style-type: none"> ・官公庁からの障害者就労支援事業所への発注状況、発注頻度の高い物品等の把握と課題整理 ・地方自治体で実施されている競争入札の入札者資格要件や落札者の決定の際に障害者就労支援事業所から相当程度の物品等を調達していることを評価する方法についての調査 ・その他地方自治体等で取り組まれている効果的な取組事例の収集
<p>求める成果物</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 障害者就労支援事業所で取り組まれている物品やサービス等についての情報を把握し、取りまとめ官公庁が発注しようとする際に必要となる障害者就労支援事業所の基礎的な情報を提供するための仕組みを確立するための資料を作成する。 (2) 官公庁で優先的に調達されている物品やサービス等の種類、その他調達に関する課題などを整理する。 (3) 法案では、障害者就労支援事業所には提供する物品等の質の向上及び供給の円滑化が求められるとともに、国には物品等の質の確保に関する技術的支援及び訓練を行うこととされている。このため、地方自治体における当該事項に係る取組状況の把握や実施する場合の課題整理を行う。 (4) さらに法案では、競争入札の入札者の資格や落札者を決定する際、障害者就労支援事業所から相当程度の物品等を調達していることを評価することとされている。このため、地方自治体で実施している状況の把握・課題整理を行う。
<p>担当課室/担当者</p>	<p>障害福祉課/就労支援専門官(内線 3018)</p>

指定課題 14	グループホーム及びケアホームにおける支援に関する実態調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>施設や病院からの地域移行した際の居住先として、グループホーム、ケアホームを選択する者も少なくはない。</p> <p>また、新たな「障害者総合支援法案」では、地域移行に向けた地域生活の基盤となる住まいの場について、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、ケアホームをグループホームに統合することとされている。</p> <p>現在のグループホーム及びケアホームにおける支援内容は、主として夜間における日常生活上の支援等となっている。しかしながら、事業所によっては、地域活動支援センターや就労系サービス等の日中サービスを利用しない者への日中支援、障害種別により支援内容も異なる等、日々模索しながら業務に取り組んでいる現状もある。</p> <p>本調査では、グループホーム及びケアホームにおける支援の実態について調査を行い、課題整理を行っていくこととする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>下記について、有識者等による検討委員会を設置し、分析及び検討を行う。</p> <p>(1) 支援内容に係る実態把握と分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質的調査として、先行研究を参考にし、支援事例を10事例程度抽出し、ヒアリング調査を行うこと。 ・ 調査に際しては、障害種別、障害程度区分等を鑑み、利用者の状況について類型化し、各3事例以上を抽出し、支援内容の実態分析を行うこと。 ・ 量的調査として、47都道府県等の協力を得て、支援内容等に係る実態調査を行うこと。 <p>(2) 調査報告会の開催</p> <p>(1)の実態調査に基づき、調査報告会を行うこと。</p>
求める成果物	<p>(1) 実態調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質的調査に関しては、具体的な支援がイメージできるよう実際に支援を行った事例を掲載し、個別支援計画等についても示すこと。 ・ 量的調査に関しては、グループホーム、ケアホームごとに、①障害種別、②入居者数、③日中及び夜間の人員体制及び職種、④支援内容、⑤地域との連携の有無、⑥居宅介護利用の有無等を盛り込んだ調査項目とすること。加えて、利用者の高齢化や重度な障害を持つ者への支援内容に着目した調査項目も盛り込むこと。 ・ また、居宅介護を利用している場合の生活支援員、世話人の業務内容やタイムスタディについても調査することが望ましい。 <p>(2) 調査報告会について</p> <p>調査結果の報告のみならず、グループ討議をいれる等、参加者が日々の実践に活かすことができるような実践的な内容も盛り込むこと。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行・障害児支援室/地域移行支援専門官(内線 3027)

指定課題 15	知的障害者を含む世帯における地域生活のハイリスク要因に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者自立支援法の改正により、相談支援の内容として、平成24年4月から新たに地域定着支援が加わった。</p> <p>上記地域定着支援によって単身で地域生活を送る障害者の生活支援が充実することが期待されるが、家族と同居の障害者は原則として地域定着支援の対象外である。</p> <p>家族と同居していても何らかの事情により養護機能が低下した場合などに、障害者が危機的状況に陥ることがある。</p> <p>また、新たな「障害者総合支援法案」においては、「可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられる」ことが基本理念に挙げられており、地域において安心して生活できる体制の構築について検討を行う必要がある。</p> <p>在宅の知的障害者について、地域生活の実情を整理してそのリスクを評価し、より支援が必要な対象者像を具体化する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 先行調査・研究の収集・分析を行う。</p> <p>(2) 地域生活において危機的状況に陥った事例等を報道等から可能な限り収集し分析する。</p> <p>(3) 相談員や親の会などから危機的状況について調査し、内容を分析する。</p> <p>(4) 分析結果から地域生活におけるリスク要因を抽出し、リスクの高さごとに整理する。</p> <p>(5) ハイリスク世帯の発見・把握方法と、必要な支援の在り方について検討する。</p> <p>なお、これらの検討を行うに当たっては、市町村職員、障害当事者（家族）等で構成する検討委員会において検討を行うこと。</p>
求める成果物	<p>(1) 地域生活におけるリスク要因の抽出と各リスクの評価</p> <p>(2) ハイリスク世帯の発見・把握方法と、必要な支援の在り方についての提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度などの組み合わせにより可能な支援方法 ・ 現行制度の改良などにより可能な支援方法 等 <p>※調査・研究成果については、インターネット上で公開すること。 (報告書等は、全市町村など広範囲に配布することは要しない。)</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行・障害児支援室/相談支援専門官(内線 3043)

指定課題 16	サービス等利用計画の評価指標に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成24年4月から、障害者自立支援法の改正によりサービス等利用計画の作成件数が大幅に増加するため、自立支援協議会（市町村）はサービス等利用計画が適切に作成されているか等について評価して、相談支援事業者の質が向上するよう指導する必要がある。さらに、相談支援事業者も自らの作成するサービス等利用計画の質を確保するために自己評価を行っていく必要がある。</p> <p>また、新たな「障害者総合支援法案」においては、相談支援事業者等は、その行う支援を障害者等の立場に立って行うように努めなければならないとされており、相談支援事業者の行う支援の質を評価するしくみの構築が必要である。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 先行調査・研究の収集・分析を行う。</p> <p>(2) サービス等利用計画を収集・評価し、評価に関係する記載内容について抽出する。</p> <p>(3) 抽出された要因を評価指標として整理し、市町村・自立支援協議会で使用できるチェックリスト及び各相談支援事業所で使用できるチェックリストを作成する。</p> <p>なお、これらの検討を行うに当たっては、相談支援専門員、障害当事者、学識経験者等から構成する検討委員会において検討を行うこと。</p>
求める成果物	<p>サービス等利用計画の評価指標及び以下の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村・自立支援協議会での評価チェックリスト ・相談支援事業者の自己評価チェックリスト
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行・障害児支援室/相談支援専門官(内線 3043)

指定課題 17	地域相談支援に係る実態調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者の施設や精神科病院からの地域移行や地域定着に係る支援については、平成24年度から地域相談支援として個別給付化し、市町村を主体とした取組みをより一層強化することとしている。また、新たな「障害者総合支援法案」においても、相談支援についてより一層整備することとされている。</p> <p>これまで、障害者の地域移行や地域定着においては、精神障害者を中心に支援内容や対象者の選定等に係る質的な調査は多数行われてきたが、障害種別ごとの支援者の業務実態や支援時間等に係る調査は十分に行われてこなかった現状がある。</p> <p>そこで、地域相談支援における支援及び業務に係る調査分析を行い、課題を整理し、今後の支援に役立てるものとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 地域相談支援における実態調査</p> <p>地域移行支援、地域定着支援について、障害種別ごとにモデル事例を各20事例以上抽出し、支援内容における実態調査を行う。</p> <p>調査に際しては、有識者、一般相談支援事業所、市町村担当者等で構成する検討委員会により、調査項目の検討及び分析を行う。</p> <p>(2) 調査報告会の開催</p> <p>実態調査結果等に基づき調査報告会を行うこと。</p>
求める成果物	<p>(1) 実態調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①対象者、②障害種別、③支援内容、④個別支援計画、⑤相談支援事業所の人員体制、⑥支給決定の実際等について調査を行うこと。 ・ 支援内容については、事例ごとにタイムスタディによる支援内容の業務実態調査を行うこと。 ・ 個別支援計画については、地域移行支援及び地域定着支援それぞれに障害種別ごとの計画例を具体的に示すこと。 ・ モデル事例の抽出に際しては、特定の地域や相談支援事業所に偏ることなく、複数の地域や相談支援事業所において行うこと。 <p>(2) 調査報告会について</p> <p>調査結果はもとより、具体的な実践例の報告についても盛り込むこと。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行・障害児支援室/地域移行支援専門官(内線 3027)

指定課題 18	障害福祉サービス事業におけるサービス管理責任者養成のあり方に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを実施する事業者（訪問サービスを除く）はサービス管理責任者を配置する必要がある。</p> <p>サービス管理責任者として業務を行うには一定の実務経験と研修の受講が条件となる。</p> <p>また、新たな「障害者総合支援法案」においては、「指定障害福祉サービス事業者等の責務」において「支援を、障害者等の立場に立って行うように努めなければならない」と盛り込まれており、サービス管理責任者の養成過程等について検討する必要がある。</p> <p>研修は3日間の「サービス管理責任者研修」と2日間の「相談支援従事者初任者研修」（講義部分）を修了する必要があるが、現任者への研修については定められていない。</p> <p>制度開始後5年間の経過しており、現行の5分野に分かれている研修のあり方や現任研修の必要性、また相談支援従事者初任者研修と共通部分のカリキュラム等、研修のあり方を検討する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 先行調査・研究の収集・分析を行う。</p> <p>(2) サービス管理責任者の業務内容を事業別に調査し、分析する。</p> <p>(3) 分析結果からサービス管理責任者に求められる知識・技術を抽出し、各分野共通部分と独自部分に整理する。</p> <p>(4) 必要な知識・技術を修得するために必要な研修プログラムを検討する。</p> <p>なお、これらの検討を行うに当たっては、サービス管理責任者、サービス利用者等で構成する検討委員会で検討を行うこと。</p>
求める成果物	<p>(1) サービス管理責任者に求められる知識・技術についての整理</p> <p>(2) サービス管理責任者養成研修のカリキュラムの提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5分野に分かれている研修のあり方（分野の見直し・統合等）について ・ 研修プログラム全体の見直し（相談支援従事者初任者研修との共通部分を含む）について ・ 現任研修の必要性及びカリキュラムについて <p>（成果物等は、全市町村など広範囲に配布することは要しない。）</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行・障害児支援室/相談支援専門官(内線 3043)

指定課題 19	障害児通所支援に関する実態調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成24年4月1日に改正児童福祉法が施行され、障害児通園施設は障害種別を一元化し、児童デイサービスと共に児童発達支援に再編される。また、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業が創設され、身近な地域で通所支援が展開されることが期待されている。また、指定基準等も見直され、児童発達支援管理責任者の必置、専門職配置による特別支援加算の創設など、これまで以上に支援の質の向上を図ることとしている。</p> <p>また、新たな「障害者総合支援法案」では、児童福祉法においても、指定障害児事業者等の責務として「障害児及びその保護者の立場に立つて行うよう努めなければならない」と盛り込まれており、今後とも支援の質を高めていく仕組みが必要である。</p> <p>このため、障害児通所支援の質等に関する実態調査を行い、今後の障害児通所支援のあり方、評価等につながる基礎データを得ることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1)実態調査</p> <p>① 事業所に関する調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所：種別、定員、設置者、開所日数・時間、建物構造、設備、併設事業 等 ・ 利用者：性別、年齢、障害種別、合併症、医療的ケア・行動障害の有無、利用までの経緯 等 ・ 職員体制：性別、年齢、職種、資格、経験年数 等 ・ 研修体制：施設内研修、外部研修、ケーススーパービジョン 等 <p>② 支援内容に関する調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ツール：アセスメント法、個別支援計画、評価指標、サポートブック 等 ・ 支援技法：各種支援技法を用いている場合 ・ 支援形態：個別支援、集団支援、親子合同支援 等 ・ 支援実態：本人支援・家族支援・地域支援の内容、1日・年間の流れ 等 <p>③ 地域連携体制：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の発達支援システムとの関係、保育所・幼稚園・学校、医療等との連携 等 ・ 相談支援事業の実施状況、子育て支援の事業等々の関連について 等 <p>(2)改正児童福祉法施行後の実態調査</p> <p>事業所の整備状況、職員配置・支援内容等の変化、課題 等</p> <p>(3)先駆的取組の調査</p> <p>指定通所支援事業所の新設、地域の療育システムの構築等、法改正に当たり新たに取り組んだ地域の事例</p>
求める成果物	<p>(1)通所支援の設置、利用状況、内容に関する実態についてまとめること。</p> <p>(2)通所支援の運営に関する課題についてまとめること。</p> <p>(3)行政や他の関係機関との連携による地域展開の好事例を紹介すること。</p> <p>(4)実態調査から見えてきた課題を基に、個別支援計画や専門的ケアのあり方、支援の質の向上のための方策、質の評価のための方策、人材育成等に関する提言を行うこと。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行・障害児支援室/障害児支援専門官(内線 3048)

指定課題 20	障害児入所支援に関する実態調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害児入所施設は、平成24年4月1日から障害種別の一元化、年齢延長規定の廃止、児童発達支援管理責任者の必置等の改正が行われ、これまで以上に個々の障害特性に応じた支援及び自立に向けた質の高い支援が求められることになった。新体系へ円滑な移行ができるように配慮し、職員配置等の施設基準は改正前のものを踏襲しており、一元化に向けた本格的な検討はこれからである。</p> <p>一方、児童養護施設等の社会的養護施設においては、障害や疾病の合併の有無など入所児童に関する詳細な分析、タイムスタディによるケアの実態調査を行い、その結果をもとに社会的養護のあり方検討会等で職員配置基準の見直しを含めた今後の社会的養護施設のあるべき姿を協議している。</p> <p>また、新たな「障害者総合支援法案」では、児童福祉法においても、指定障害児事業者等の責務として「障害児及びその保護者の立場に立って行うよう努めなければならない」と盛り込まれており、今後とも支援の質を高めていく仕組みの検討が必要である。</p> <p>このため、障害児入所支援に関する実態を詳細に分析するとともに、今後の障害児入所施設の職員配置基準、支援の内容・評価等に関する提言を行うことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1)実態調査</p> <p>①タイムスタディによる活動実態及び業務実態の調査を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設種別の違いによるケア内容別の時間の差、傾向 ・合併症の有無等状態の違いによるケア内容別の時間の差、傾向 ・職員構成の違いによるケア内容別ケア時間の差、傾向 ・ケア形態の違いによるケア内容別の時間の差、傾向 等について分析すること <p>②職員のケアの負担感について調査すること。</p> <p>③個別支援計画の実態：アセスメント～評価までのプロセス、計画様式例 等</p> <p>④専門的ケアの実態：被虐待児・医療ニーズが高い児童・強度行動障害児等へのケア、リハビリなど障害特性に応じた特別な支援、在宅復帰又は退所後の自立に向けた支援等の実態について示すこと。</p> <p>※ なお、タイムスタディ調査、個別支援計画の実態、被虐待児等に対するケアについては、児童養護施設や障害児通所支援等との比較分析を行うこと。</p>
求める成果物	<p>(1)障害児入所施設におけるケアの現状について定量的にまとめること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの状態、例えば、障害の種類や程度、強度行動障害の有無、医療的ケアの必要度、虐待の有無等とケアの内容・量の関係性 ・施設種別、職員配置、ケア形態とケアの内容・量の関係性 (通常時の他、パニック発生時等緊急対応時等の状況についても触れること) ・職員の負担感等との関係性 等 <p>(2)障害児入所施設支援に関する課題を整理し、今後の職員配置等の施設基準や支援のあり方に関する提言を行うこと。</p> <p>(3)個別支援計画や専門的ケアの実態調査から、支援の質の評価のあり方、質の向上のための方策、人材育成等に関する提言を行うこと。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行・障害児支援室/障害児支援専門官(内線 3048)

指定課題 21	医療や福祉分野の発達障害支援者の人材育成体制の調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>発達障害支援法成立後、早期発見と必要な対応が周知され始めており、発達障害についての診断を受けたことにより、支援につながる場合が増えている。また、平成23年4月に精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療の診断書、平成23年9月に、国民年金・厚生年金保険障害認定基準などの改正により発達障害の事項が追加され、発達障害についての診断を望まれることが今後も多くなることが予想され、発達障害の診断及び発達支援を行うことができる専門的な病院や診療所はこれまで以上に必要性が高くなり、専門性の確保についても重要になってくる。</p> <p>また、障害者自立支援法の一部改正により、より身近な地域で療育が受けられる体制の構築が必要になり、医療や福祉分野の地域における発達障害に関する診療や支援の専門性の確保も今後さらに重要となる。新たな「障害者総合支援法案」においては、「指定障害福祉サービス事業者等の責務」において「支援を、障害者等の立場に立って行うように努めなければならない」と盛り込まれており、支援の質を確保するため、人材育成は重要な視点である。</p> <p>これらのことを踏まえて、医療や福祉分野の発達障害支援者の人材育成について、地域での医療や福祉分野の診療や支援の現状把握し、地域の実情を勘案しながら、効果的な人材育成のモデルを構築していく必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>医療や福祉分野の発達障害者支援の人材育成体制について調査を実施するため、全体検討委員会と各都道府県作業部会（3～4人で構成）を5ヵ所程度設置する。</p> <p>(1) 検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 5都道府県作業部会における調査や実践の進捗状況を把握 ② マニュアルを策定する際の調整 ③ 各都道府県における人材育成の体制づくりの状況について調査 <p>(2) 都道府県作業部会（医療・福祉・教育・保健などの各分野から構成されることが望ましい。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 作業部会を設置した都道府県の医療・福祉分野の人材育成に関する情報収集と現状把握（地域性、医療・福祉分野の利用者の現状と今後の分析 関係諸機関との連携など） ② 情報や調査結果に基づき、医療・福祉分野の支援者の人材育成に関する体制を構築し、一部実践する。 ③ 研修実践における受講者へのアンケートや聴き取り調査の実施 ④ 作業部会を設置した各都道府県における人材育成体制のモデルの提案
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> (1) 全国の医療や福祉分野の発達障害支援の人材育成体制についての概要把握 (2) 各都道府県において、発達障害に係る医療・福祉分野の人材育成体制のモデルを立案し、一部実践する。（各都道府県作業部会） (3) 人材育成の体制についてのモデル事例を提示しながら、地域の実情に合わせたマニュアルを作成する。
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行・障害児支援室/発達障害対策専門官(内線 3048)

指定課題 22	発達障害児者のアセスメントツールの効果的使用とその研修について
指定課題を設定する背景・目的	<p>新たな「障害者総合支援法案」においては、「指定障害福祉サービス事業者等の責務」において「支援を、障害者等の立場に立って行うように努めなければならない」と盛り込まれており、発達障害支援においては未開発な面も多く、障害者の立場に立った適切な支援を行っていく必要がある。</p> <p>発達障害への支援は、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに沿った一貫した支援を行うことが必要であり、発達障害児者の早期発見や適切な対応のためには、発達障害を正確に判別できるアセスメントツールが必要である。</p> <p>これまでも多くのアセスメントツールが作成・導入されているが、実際の支援の場での効果や留意点の検証については十分になされていない。</p> <p>また、これらのアセスメントツールについて、既に支援者向け研修会が開催されているものもあるが、適切な使用方法や支援につながるアセスメントの解説などの研修方法についても十分とは言い難い。</p> <p>このため、支援につながるアセスメントツールの効果的使用について、これまでの調査・研究結果の整理を踏まえてガイドラインを作成し、支援者への普及啓発の方法も考察する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(方法1) 先行調査・研究と情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本におけるアセスメントツール作成と導入について ・世界保健機構の疾病分類（ICD）、米国精神医学会の診断分類（DSM）についてもアセスメントツールが適合できるように情報収集を行う。 <p>(方法2) 実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児・者に対応可能な医療機関、福祉支援機関及び発達障害者支援センターに対して、アセスメントツールの活用状況とその研修についての現状把握を行う。 <p>(方法3) ガイドライン作成のための作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各アセスメントツール使用の留意点について整理 ・各アセスメントツール使用のための研修方法についての検討
求める成果物	<p>(1) アセスメントツールの適切な使用について、ガイドラインの作成を行う。</p> <p>(2) アセスメントツールに関しての研修を開催し、効果的な研修パッケージを構築する。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行・障害児支援室/発達障害対策専門官(内線 3048)

指定課題 23	発達障害者支援センター等の相談・支援、機関連携及び人材育成等の業務に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>新たな「障害者総合支援法案」においては、「相談支援の連携体制の整備」、「地域生活支援事業の追加」が盛り込まれており、発達障害支援機関においては、それぞれの機関の役割を確認し、業務についての整理や見直しが必要となってくる。</p> <p>発達障害支援の中核を担う発達障害者支援センターは、発達障害者支援法が成立して6年が経過し、全ての都道府県に発達障害者支援センターが設置され、指定都市においても順次新設されているが、設立時期・実施主体・職員職種など様々で、各地域での取組みに相違がみられ、地域格差が生じ始めている現状である。</p> <p>また、平成22年12月の障害者自立支援法や児童福祉法の改正に伴い、重層的な相談支援体制の構築に向けて、市町村における発達障害支援に携わる機関（平成24年度より、児童発達支援センターや基幹相談支援センターなど）に対して、発達障害者支援センターは、特に専門性の高い相談支援への対応が可能な機関としての位置付けがこれまで以上に期待されており、これまでの業務内容を分析し、効果的な相談支援の連携体制の整備を行っていく必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(方法1) 先行調査・研究の整理・分析 発達障害支援機関への業務等に関する調査についての整理・分析</p> <p>(方法2) 実態調査 全国発達障害者支援センターの業務内容についての実態把握を行う。 全国の市町村による発達障害支援機関を各ブロックそれぞれ10カ所抽出し、業務内容についての実態把握を行う。</p> <p>(方法3) 先行調査・研究結果や実態調査の資料を基に検討委員会を開催する。 発達障害に関する相談・支援、機関連携、人材育成、啓発活動などの業務項目にわけ、発達障害者支援センターと市町村の発達障害支援機関についての役割を整理しモデルとして全国に普及しやすい業務内容を分析する。</p>
求める成果物	<p>(1) 発達障害者支援センターと市町村の発達障害支援機関における具体的業務内容と業務遂行に向けての効果的な役割について明確化する。</p> <p>(2) 発達障害者支援センターや発達障害支援機関との職員向けの業務マニュアルを作成する。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行・障害児支援室/発達障害対策専門官(内線 3048)

指定課題 24	精神医療相談窓口および精神科救急情報センターの実施体制に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>新たな「障害者総合支援法案」では、全ての障害者が可能な限り身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援をより充実させる方向となっている。特に、精神障害者が地域で安心して生活するためには、夜間・休日にも適切な医療相談を受けられるような精神科救急医療システムを、継続的・安定的に維持することが重要である。</p> <p>このため、夜間・休日の相談窓口を設置し、必要な対処法や救急受診の要否等について助言することや救急情報センターを設置し、患者の状態に応じて対応可能な機関（医療機関、保健所等）につなぐこと等が有用と考えられることから都道府県は、24時間365日（夜間・休日に）対応できる精神医療相談窓口及び精神科救急情報センターを設置する必要がある。</p> <p>また、平成22年の精神保健福祉法の一部改正により、都道府県による精神科救急医療体制の努力義務（精神保健福祉法第19条の11）が法律上位置付けられ、平成24年4月から施行されることとなっている。</p> <p>しかし、精神医療相談窓口及び精神科救急情報センターが未だ設置されておらず、役割分担が不明確である等の自治体があり、実施体制について、一定の方針を示す必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1)各都道府県での精神医療相談窓口及び精神科救急情報センターの実施体制を調査する。調査内容に関しては、設置状況、人員体制、対応日時、相談窓口と情報センターの区別の有無、対応件数につき、各都道府県の状況を含むこと。その際、対応する患者像、相談内容、実施に当たっての問題点及び困難事例への対応方針等も調査するものであること。また、情報センターに関しては、身体合併症患者への対応等、一般の救急情報センターとの連携についても調査を行うこと。</p> <p>(2)精神医療相談窓口及び精神科救急情報センターの標準的な実施体制に関するマニュアルを作成する。内容に関しては、人員体制や配置する職種等、標準的な実施体制を示すとともに、医療施設の数、地理的特性、相談件数等、地域の実情に合わせた形での応用を可能とするものであること。また、相談窓口と情報センターを同一の組織で行う場合に、相談窓口の機能を明確にした上での周知方法等、適切に相談を受けることができる体制の構築についても示すものであること。</p> <p>(3)精神医療相談窓口における相談員の研修プログラムを作成する。内容に関しては、相談員の質の向上を目的とした研修を行うに当たっての標準的な講義内容や研修形式を示すものであること。また、研修に使用する資材も作成すること。</p>
求める成果物	<p>(1)各都道府県での精神医療相談窓口及び精神科救急情報センターの実施体制の調査報告</p> <p>(2)精神医療相談窓口及び精神科救急情報センターの標準的な実施体制に関するマニュアル</p> <p>(3)精神医療相談窓口における相談員の研修プログラム</p>
担当課室/担当者	精神・障害保健課/心の健康づくり対策官(内線 3054)

指定課題 25	精神科リエゾンチームの活動ガイドラインの作成について
指定課題を設定する背景・目的	<p>新たな「障害者総合支援法案」では、全ての障害者が可能な限り身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援をより充実させる方向となっている。特に、高齢の精神障害者では身体疾患を有する者が多いため、地域で安心して生活するためには、身体疾患を合併している精神障害者への適切な医療提供体制の確保が必要である。</p> <p>このため、一般病棟における精神障害者の受入れが円滑に行われるよう、一般病棟に入院する精神障害者に対して精神科医、専門性の高い看護師、精神保健福祉士及び作業療法士等が多職種で連携し、より質の高い精神科医療を提供するチーム（精神科リエゾンチーム）の推進が課題となっている。</p> <p>そこで、本指定課題においては、一般病棟における精神科リエゾンチームの機能強化に向けた実践事例の調査を行うとともに、精神科リエゾンチームが行うべき活動ガイドラインの作成及びガイドラインを踏まえた研修会を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 総合病院等、精神科を有する一般病院における精神科リエゾンチームの実践事例調査や先行調査・研究等に基づき、先駆的な活動と想定されるモデル事例を数ヶ所抽出し、ヒアリングまたは現地調査を行う。</p> <p>(2) ガイドラインの作成</p> <p>(1)の調査結果に基づき、実践事例等が盛り込まれた実用的な内容とするとともに、カンファレンスの実施方法や必要参加職種の例示、精神療法・薬物治療等の治療評価書の作成方法、退院後も精神医療が継続できるような調整方法等を示したガイドラインを作成する。</p> <p>なお、ガイドラインの作成に当たっては、平成24年診療報酬改定で新設された「精神科リエゾンチーム加算」の以下の要件を踏まえた内容にすること。</p> <p>① 一般病棟に入院する患者のうち、せん妄や抑うつを有する患者、精神疾患を有する患者、自殺企図で入院した者が対象。</p> <p>② 精神症状の評価、診療実施計画書の作成、定期的なカンファレンス実施（月1回程度）、精神療法・薬物治療等の治療評価書の作成、退院後も精神医療（外来等）が継続できるような調整等を行う。</p> <p>③ 算定患者数は、1チームにつき1週間で概ね30人以内としているが、入院患者への対応方法、カンファレンス実施方法等の具体例は示されていない。</p> <p>(3) 研修会の開催</p> <p>作成したガイドラインを踏まえた精神科リエゾンに関する研修会を行う。</p>
求める成果物	<p>(1) 各病院への実践事例調査の報告書：事例の抽出に際しては、病院規模、救急外来件数、手術件数などの病院機能及び地域的な条件等を勘案すること。</p> <p>(2) 精神科リエゾンのガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査事例を基に、精神科リエゾンチームに係るフローチャートや図表を盛り込むこと。 ・ せん妄や抑うつを有する患者、精神疾患を有する患者、自殺企図で入院した患者に対するガイドラインはもちろんのこと、一般の精神科リエゾンに関連する膠原病、甲状腺機能亢進症などの内分泌疾患など身体疾患による精神障害などもガイドラインの対象に盛り込むこと。 ・ 診療実施計画書の作成例、カンファレンスの具体的実施方法や精神療法・薬物治療等の治療評価書の作成例をガイドラインに盛り込むこと。 <p>(3) 研修会についてはガイドラインに添った内容とすること。</p>
担当課室/担当者	精神・障害保健課/精神医療係課長補佐(内線 3147)

指定課題 26	精神障害者のアドボケイトを担う人材のあり方について
指定課題を設定する背景・目的	<p>厚生労働省案に対する意見（平成24年2月21日民主党政調査会厚生労働部門会議障がい者ワーキングチーム（WT））における「留意すべき事項」では、「精神障害者に対する相談の充実については、平成24年内を目途に検討を行うこととしている精神保健医療福祉施策の見直しの際に検討すべきこと。」とされている。</p> <p>精神障害者が日常生活の中で、自分の意思をうまく伝えられず、不便を感じる時、家族であれピアサポートであれ、代わりに本人の意思を伝える役割を果たすような人材が必要である。特に精神障害者が入院する必要が生じた際、本人を代弁する立場で家族関係や入院に至る背景などを説明し、行政職員や病院管理者、福祉事業者等との調整を行う人材がいれば、より適切に入院を行う（あるいは行わない）ことができ、また、入院後の地域生活への復帰も円滑に進むと考えられる。</p> <p>現在「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」の中で保護者制度・入院制度についての議論をしているが、その中でも本人の意思を代弁する者の重要性について指摘されているところである。</p> <p>本指定課題は、このような精神障害者のアドボケイト（人権擁護）を担う人材のあり方について、調査・研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で生活する精神障害者の意思を代弁している主体（例えばピアサポーターなどであり、必ずしも権利擁護団体等に限られない。）に対し、①誰が、②どのような精神障害者に対し、③どのような行為について意思を代弁しているか、④その頻度、⑤本人の意思を代弁するに当たり困難に感じていること等について、実態調査を行う。 ・ 精神障害者が入院するに当たって、当該精神障害者の意思を代弁する主体（例えばピアサポーターなどであり、必ずしも権利擁護団体等に限られない。）に対し、①誰が、②どのような精神障害者に対し、③どのような本人の意思の代弁（医師や行政職員等に対する状況説明、退院請求、地域移行支援事業者との調整、その他本人の要望を踏まえた行動）を行い、④どのような効果（精神障害者の退院請求が認められた、不要な入院を避けることができた（二度目以降）等）をあげることができたか、⑤意思の代弁の頻度等について実態調査を行う。 ・ 実態調査については、少なくとも10事例以上を行うこと。 <p>(2) 上記のような活動を行うことのできる主体についての考察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上の事例を参考に、精神障害者のため、本人の意向を踏まえ、活動することのできる主体（入院中には病院の中にも入っていける主体）として、どのような主体が考えられるかについて、特に入院中の場合を含め、考察を行う。
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 考察に当たっては、有識者、現場関係者、精神障害者及び家族等で構成する検討委員会を設置し、調査項目の検討及び分析を行うこと。 ・ 精神保健福祉法の見直しの議論に関するものであること。
担当課室/担当者	精神・障害保健課/企画法令係(内線 3055)

指定課題 27	精神障害者における成年後見制度の利用に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>成年後見制度を利用する者の数は平成19年以来増加を続け、平成22年には、30,079件の申立が行われている（「平成22年成年後見関係事件の概要」（最高裁判所事務総局家庭局））。</p> <p>また、障害者自立支援法においては、平成24年度から成年後見制度利用支援事業が必須事業化され、老人福祉法についても市民後見人を念頭に置きつつ、後見等に係る体制の整備等を法定化し、施行された。さらに、新たな「障害者総合支援法案」の成立に伴う知的障害者福祉法の改正では、知的障害者について市民後見人等の活用の推進が盛り込まれるなど、日本社会の核家族化や高齢化の進展に伴い、成年後見制度の果たすべき役割は重要度を増している。</p> <p>しかしながら、精神障害者については、後見制度が制度化されておらず、財産保護等のため成年後見制度を利用することが望ましいと考えられる場合についても、制度が十分に利用されていないという指摘もなされている。</p> <p>本調査・研究は、精神障害者について成年後見制度を活用している先事例を調査し、モデル事例の調査及び成年後見制度の活用に至らなかった事例調査を行い、精神障害者における成年後見制度の活用可能性について実態を把握するものである。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1)実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度を利用している精神障害者及びその家族から、①利用者の状況（利用者の年齢、精神障害の種類、後見・保佐・補助の別、利用者の世帯の所得区分等）、②成年後見制度活用の契機、③成年後見に求めている役割（身上監護、財産管理の別等）、④成年後見を活用しての満足度、⑤不満な点等について実態調査を行う。 ・成年後見制度を利用していない精神障害者及びその家族から、①当該精神障害者等の状況（年齢、精神障害の種類、世帯の所得区分等）、②成年後見制度を利用しなかった理由、③現行の成年後見以外の支援制度（日常生活自立支援事業等）の活用の有無、④それに対する満足度、⑤不満な点等について実態調査を行う。 <p>(2)精神障害者における成年後見制度の更なる利用に関する考察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上の事例を参考に、①精神障害者が成年後見制度を活用するに当たって必要な支援のあり方、②精神障害者の成年後見制度の活用を支える人材育成のあり方等について考察を行う。
求める成果物	<p>(1)調査は、上記項目を含めた観点から、成年後見制度を利用しているケースと利用していないケースを対比する形で行うこと。</p> <p>(2)考察に当たっては、有識者、現場関係者、精神障害者及び家族等で構成する検討委員会を設置し、調査項目の検討及び分析を行うこと。</p>
担当課室/担当者	精神・障害保健課/企画法令係(内線 3055)